

一般質問通告一覧表

| 日付 | 発言者順序 【質問方式】 | 発言の要旨 |
|-----------------|---------------------|---|
| 令和8年6月2日 (火) | 1 伊木 まり子 【一問一答】 | 1 本市の墓地行政の現状及び（仮称）メモリアルパークの整備について |
| | 2 神山 さとし 【一問一答】 | 1 AIの活用について |
| | 3 成田 智樹 【一問一答】 | 1 防災・減災施策について |
| | 4 高杉 千代子 【一問一答】 | 1 安心して学べる環境を整えるために |
| 3日 (水) | 5 竹内 ひろみ 【一問一答】 | 1 市民の読書推進のための施策について |
| | 6 梶井 憲子 【一問一答】 | 1 自治会の持続可能な運営に向けた支援について |
| | 7 山下 一哉 【一問一答】 | 1 改正民法施行後の本市の対応と「こどもの利益」を守る支援体制について |
| | 8 改正 大祐 【一問一答】 | 1 人材育成基本方針の改定に向けて |
| | 9 福中 眞美 【一問一答】 | 1 家族介護者の孤立防止と支援について |
| 4日 (木) | 10 芦谷 真治 【一問一答】 | 1 少子高齢化を鑑みた都市公園の柔軟な利活用について |
| | 11 恵比須 幹夫 【一問一答】 | 1 高齢者の肺炎球菌予防接種について 2 膵臓がんの早期発見の推進について |
| | 12 浜田 佳資 【一問一答】 | 1 生駒市幼稚園再編に係る基本方針について 2 生駒駅周辺都市再生の取組みについて |
| | 13 塩見 牧子 【一問一答】 | 1 石油製品供給不安等が市民生活及び地域経済に及ぼす影響と本市の対応について 2 壱分北開発区域西側への土砂流出について |
| | 14 辰巳 綾子 【一問一答】 | 1 酷暑から子どもの命を守る環境整備について |

令和 8 年 5 月 14 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

伊木 まり子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 8 年 5 月 14 日
午後 / 時 15 分 受領

| | |
|------------------|------------------------------------|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 本市の墓地行政の現状及び (仮称) メモリアルパークの整備について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| 番号 | 質疑・質問事項 |
|--|---------------------------------|
| 1 | 本市の墓地行政の現状及び（仮称）メモリアルパークの整備について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>昨年、一人暮らしの高齢者から、墓地に関する相談を受けました。</p> <p>その方は、生駒市に転入され40年以上になり、本市で生まれ育った子どもさん達は独立し、10年前から関東で居を構えておられます。その後、夫と2人で暮らしてこられました。数年前に夫が他界されました。ご本人の実家も夫の実家も遠方で、そこには先祖代々の墓地があるのですが、親族も地元を離れて暮らしており、ご自身も高齢なためその墓地の管理ができるか心配されていて、墓じまいを考えるようになったと話されました。長年暮らしてきた市内にご自身や亡き夫の遺骨を納めることができる合葬式の墓地・納骨堂があれば、子どもたちが生駒に帰省した時に立ち寄り、故人を偲び、ふるさとを実感できるので、そのような場所があれば願っているが、何とかならないでしょうかという相談でした。また、これは多くの高齢者の願いと思うとのことでした。</p> <p>実は相談を受けた私も、市内と奈良市内の霊園に自分や夫の両親の墓地があるのですが、将来にわたり墓地を管理していくことは難しく、墓じまいを考えているところでした。</p> <p>そのような背景から、今回、いわゆる合葬式の墓地・納骨堂を有する公園を（仮称）メモリアルパークと呼ばせていただき、生駒市の墓地行政や市営の（仮称）メモリアルパークの整備について質問します。</p> <p>1：生駒市における墓地行政についてお聞かせください。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 墓地行政に関する根拠法及び所管部署と所管事項 (2) 火葬を受け付けてから終了までの流れ (3) 市内にある墓地の種類や数 (4) 墓地行政における課題 <p>2：市営の（仮称）メモリアルパークの整備についてはどのようにお考えでしょうか。</p> | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8 年 5 月 15 日

生駒市議会議長

片山 誠也 殿

生駒市議会議員

神山 さとし

発言通告書

次のとおり通告します。

令和 8 年 5 月 15 日
午前 9 時 38 分 受領

| | |
|------------------|---|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | AIの活用について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|---|-----------|
| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
| 1 | AIの活用について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>2022年11月末、OpenAI社が対話型AI「ChatGPT」をリリースして以降、AIや生成AI、ロボティクス等の急速な技術の進化と普及が社会全体を急激なイノベーションの時代へと推し進めています。近年では、生成AIは専門家が使うツールから、誰もが日常的に使うインフラへと進化を遂げ、社会全体に浸透しており、2026年時点で、自治体における生成AIの導入率は都道府県で87%、指定都市で90%が導入済みであり、行政において人手不足への対策、業務の効率化や住民サービスの質の向上、経費の削減、データに基づく政策立案など、限られた人数で行政機能を維持、向上させるツールとして積極的に活用されています。</p> <p>生駒市においても、生成AIを戦略的に活用することで、効率的かつ、市民サービスの向上に繋がる行政運営を実現すべきですが、一方で生成AIを活用する上での法整備が追い付いていない事やハルシネーションという偽の情報拡散、機密情報や個人情報の漏えい、著作権侵害等のリスクがあるため、行政の信頼性低下を招かないように厳格な運用が求められています。</p> <p>以上を踏まえて、質問いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市における生成AIの実証実験開始から終了までの期間と本格導入開始時期と現在までの期間を教えてください。また、実証実験の内容、使用した生成AIやサービスと、どういった結果を得て本格導入に至ったのか教えてください。 ・本市で生成AIの本格導入、運用によって得られるメリット、懸念点、影響、実証実験及び本格導入から分かった課題を教えてください。 | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8年 5月20日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

成田 智樹

発言通告書

次のとおり通告します。

令和 8年 5月20日
午後2時10分 受領

| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 <input type="radio"/> 一般質問 <input checked="" type="radio"/> 括質問方式 <input type="radio"/> 一問一答方式 <input type="radio"/> 緊急質問 |
|------------------|--|
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 防災・減災施策について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|---|-------------|
| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
| 1 | 防災・減災施策について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>(1) 避難とは“避難所へ行くこと”ではなく、“難を避けること”への転換について 近年の災害対応について、国の防災政策は大きく転換しています。</p> <p>従来は、「避難＝避難所へ行くこと」という考え方が一般的でした。しかし、現在、内閣府や政府広報では、「避難とは『難』を『避』けること」であり、必ずしも避難所へ行くことだけを意味しないという考え方が明確に示されています。</p> <p>すなわち、「自宅が安全なら在宅避難」、「親戚・知人宅への避難」、「ホテル等への分散避難」も重要な避難行動であるという考え方です。背景には「避難所不足」、「避難所の過密化」、「感染症リスク」、「高齢者や障がい者等への配慮」、「災害関連死の防止」などがあります。</p> <p>また、能登半島地震では在宅避難者や車中泊避難者への支援の必要性が改めて大きな課題となり、国は「在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き」を策定しています。つまり現在は「避難所に来た人だけを支援する時代」から「避難所以外にいる被災者も支援する時代」へと移行しつつある段階と言えます。</p> <p>これらを踏まえ、以下のとおり質問します。</p> <p>① 国は、「避難とは難を避けることであり、避難所へ行くことだけではない」と明確に示している。本市としても「在宅避難」「分散避難」を含めた避難行動を基本として位置付けるべきと考えるが、市の認識を問う。</p> <p>② 本市の地域防災計画や避難所運営において、「在宅避難者」、「車中泊避難者」、「親戚宅等への分散避難者」をどの程度想定しているのか。また、それらを把握する仕組み等はあるのか。</p> <p>③ 能登半島地震では、「情報が届かない」、「支援物資が届かない」、「健康状態が悪化する」、など在宅避難者への支援不足が課題となった。国も現在、在宅避難者も支援対象として把握・支援することを各自治体へ求めている。本市として「物資配布」、「情報提供」、「見守り」、「健康確保のための支援」についてどのように行う考えか。</p> | |

(2) 土砂災害防止対策について

毎年6月は、「土砂災害防止月間」です。

本市では令和6年6月に辻町の近鉄けいはんな線トンネル上部付近で土砂崩れによる被害が発生したことも記憶に新しいところです。このことを踏まえ以下のとおり質問します。

- ① 最新の土砂災害警戒区域指定状況は、市総合防災マップ及びハザードマップなどには反映されているのか。
- ② かけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況は。
- ③ 民有地の斜面崩落防止について、2020年12月議会の一般質問で神奈川県逗子市の事例を取り上げ、補助事業導入を提案した。このことについて研究・検討等は進められているのか。
- ④ 辻町の事案は、土砂災害警戒区域外で発生しており、ハザードマップで示される危険区域外でも土砂災害は発生し得ることが改めて浮き彫りとなった。
今後、市民への啓発、訓練等をどのように実施していく考えか、市の見解を問う。

質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8 年 5 月 20 日

生駒市議会議長

片山誠也 様

生駒市議会議員 高杉千代子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 8 年 5 月 20 日
午後 2 時 24 分 受領

| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問 | |
|------------------|---|--|
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) | |
| 1 | 安心して学べる環境を整えるために | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|--|------------------|
| 番 号 | 質疑 ・ 質問事項 |
| | 安心して学べる環境を整えるために |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>私が、助産師としてお母さん方に、一番大切に伝えていることは、「愛着形成」つまり“心の安全基地”をつくることです。</p> <p>しかし、不登校や発達障がい、生きづらさを感じる子どもが増加する中で、今、学校やこの社会は、子どもたちにとって本当に「心の安全基地」になっているのでしょうか。</p> <p>今、学校に求められるのは“安心して学べる場所・安心して過ごせる環境”をつくることだと考えます。</p> <p>文部科学省が平成24年に取りまとめた、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」には、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」と明記されています。</p> <p>また、国は、障がいの有無にかかわらず、子供たちができる限り同じ場で学ぶことを目指しながら、一人一人に応じた「合理的配慮」や多様な学びの場を整備することが重要であると示しています。</p> <p>そこで以下の質問をします。</p> <p>① 教育現場は、従来の画一的・一斉型の学校教育から、多様な子どもを包摂する教育へ転換してきていると伺っています。転換に至った経緯とそれぞれの教育の違いについてお聞かせください。</p> <p>② 生駒市として、全ての子どもが安心して学べる環境を整えるためにこれまで行ってきた施策と、今後の方針をお伺いします。</p> | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8 年 5 月 20 日

生駒市議会議長

片山 誠也様

生駒市議会議員

竹内ひろみ

発言通告書

次のとおり通告します。

令和 8 年 5 月 20 日
午後 3 時 40 分 受領

| | |
|------------------|---|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 市民の読書推進のための施策について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること

| | |
|---|-------------------|
| 番号 | |
| 1 | 市民の読書推進のための施策について |
| <p>質疑・質問の要旨</p> | |
| <p>近年、読書離れが注目されています。文化庁が2024年に実施した「国語に関する世論調査」によると、1カ月のうち全く本を読まないと回答した人は62.6%と過去最高に上りました。特に10代は顕著で、7割以上が読書離れを実感しています。</p> <p>2024年度決算によれば、図書館の貸出冊数は、駅前図書室が若干(約0.7%)増えている以外は、全館で減少していることから、本市においても読書離れが進んでいると思われます。(駅前図書室は、10周年記念イベントを行ったことが影響しているかと思われます。)</p> <p>図書館本館では大規模改修が行われ、今年5月2日にリニューアルオープンされました。今後利用が拡大することが期待されていますが、読書離れにどこまで効果があるかは今後の取組にかかっています。</p> <p>読書推進の施策として、5月5日付 IT media Inc. 熊谷紗希氏による「読んだ本を『通帳』で管理 全国の図書館が『読書通帳』を導入するワケ」という記事は参考になります。以下記事の趣旨を紹介します。</p> <p>「読書通帳」というのは、図書館で借りた本の記録を銀行通帳のような冊子に印字して記録できるサービスで、現在全国で100カ所以上稼働しており、子どもの読書推進を目的とした導入が多いといえます。子どもが生まれた住民に対して読書通帳を無償提供したり、新小学1年生に配布したりする自治体もあり、小学校高学年から中学生にかけての世代で読書量が減る傾向にあることから、これ以前の世代で読書の楽しさを経験することで、その後の読書離れへの対策としているようです。</p> <p>愛知県岡崎市の市立中央図書館は、2017年1月に読書通帳を導入しました。その結果、同年の児童利用者数は前年比10.2%増(5,913人増)、貸出冊数も前年比11.1%増(35,665冊増)となりました。オリジナルしおりやトートバッグなどの配布を通じて、周知・利用促進の取組を行い、利用者増が実現しました。</p> <p>また、愛知県西尾市の市立図書館は、西尾信用金庫との官民連携事業として読書通帳の運用を開始、様々な施策を展開して貸出冊数が大幅に増加。15歳以下の貸出冊数が導入前の年間23万冊からここ3年は42万冊のペースが続いているということです。</p> <p>一方で、読書離れの理由として、図書館に気軽にアクセスできないという層も少なくないことから、奈良市では「本を読みたい」と考えるビジネスパーソンや</p> | |

学生に向けて、2024年10月、利用者の多い2つの駅に「図書受取ロッカー」を設置しました。導入から1年後の2025年10月には、利用者数は7,560人、貸出冊数は15,458冊に上りました。反響の大きさを踏まえ、2025年11月には3駅に新設。奈良市の担当者によれば、「図書館に来館する市民は子連れ家族や高齢者の割合が高く、ロッカーは20～40代の利用が多い。2026年度にも奈良市の主要駅にロッカーの新設を予定している。」とのことでした。

記録や体験を通じて読書習慣を後押しする「読書通帳」や、本を借りやすくする「図書受取ロッカー」といった仕組みは、読書推進の施策として、一考に値すると思われず。

読書習慣は、小学生時代までに育まれる面が大きいと考えます。幼児期は家庭での保護者の読み聞かせが非常に大きな影響を与えます。また、小学生に対しては、家庭や学校での本のある環境づくりが重要です。

昔から「読み、書き、そろばん」というように、読書は学力の基本であり、子どもたちの読書離れは大きな問題です。また、物価高騰の折、書籍の価格も非常に高くなっており、市民にとって購入するのは難しくなっています。このような中、図書館の役割はますます重要になっています。市としてもより一層取組を進めるべきではないでしょうか？

以上の観点から、市民の読書推進のための取組について、以下質問します。

1. 市の図書館では、これまで読書推進のために、どのような取組をしているか？ また、その評価と課題は？
2. 小・中学校において、読書推進のための取組はどのようにしているか？
3. 「読書通帳」、「図書受取ロッカー」などの先進例についての市の考えは？

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8 年 5 月 27 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員 梶井 憲子

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 8 年 5 月 27 日
午前 10 時 5 分 受領

| | |
|------------------|---|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <u>一般質問</u> (一括質問方式 ・ <u>一問一答方式</u>) ・ 緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 自治会の持続可能な運営に向けた支援について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
|---|-----------------------|
| 1 | 自治会の持続可能な運営に向けた支援について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>生駒市は市制施行 55 年を迎え、これまで市民と行政が協働しながら良好な住環境と地域コミュニティを築いてきました。その中心的役割を担ってきたのが自治会です。自治会は、防災・防犯活動、地域の美化、見守り活動、広報周知など、地域住民の安心安全な暮らしを支える重要な基盤であり、行政だけでは行き届かないきめ細かな地域課題への対応を協力事務として担っています。</p> <p>しかし現在、多くの自治会において、役員の高齢化や担い手不足、加入率の低下、活動拠点となる集会所の老朽化など、持続的な運営を困難にする課題が顕著になってきています。</p> <p>市内各地で整備されてきた自治会館や集会所については、建設から相当年数が経過し、建替えや大規模改修の時期を迎えている施設が増えていると考えられます。現行制度では一定の補助があるものの、自治会側の自己負担は依然大きく、加入世帯数の減少や高齢化が進む地域では、更新や更新後の維持管理が困難なケースも懸念されます。</p> <p>また、防犯活動や交通安全対策等で使用するのぼり旗等の資機材についても、自治会ごとの個別調達では費用や事務負担が生じています。安心安全のまちづくりに欠かせない資機材の調達にあたり、近年の物価高騰により自治会の負担は大きくなっています。</p> <p>さらに、市広報紙の配布についても、自治会役員や班長にとって大きな負担となっており、自治会を脱会される要因の一つになっているという声も聞こえてきます。市の情報の伝達手段について、自治会に過度な負担をかけることのないよう、時代に即した見直しが必要と考えます。</p> <p>このような状況をふまえ、市の地域共助を支える重要なパートナーである自治会の持続可能な運営に向けて、以下の質問をします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1, 自治会館等の老朽化による建替えや大規模改修等の必要性について、どのように把握しているのか。 2, 自治会の防犯や交通安全等の啓発に対する支援について市の考えは。 3, 情報の伝達手段である広報いこまの市域全体の配布状況は。 4, 自治会役員の負担軽減に向けて、どのような取組をされているか。 | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8年 5月 22日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員 山下一哉

発言通告書

次のとおり通告します。

| |
|-------------------------------|
| 令和 8年 5月 22日 午前 10時 30分 受領 |
|-------------------------------|

| | |
|----------------------|------------------------------------|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ 一般質問 (一括質問方式 ・ 一問一答方式) ・ 緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 改正民法施行後の本市の対応と「こどもの利益」を守る支援体制について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| 番号 | 質疑・質問事項 |
|---|-----------------------------------|
| 1 | 改正民法施行後の本市の対応と「こどもの利益」を守る支援体制について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>本年4月1日、改正民法が施行され、離婚後も父母双方が子の親権を持つ「共同親権」を選択できる新たな制度が開始されました。この改正は、父母の離婚後も適切な形でこどもの養育に関わり、その責任を果たすことで「こどもの利益」を最大限に確保することを目的としています。</p> <p>私は令和6年9月議会において、本制度の導入を見据え、市民への周知、窓口の拡充、さらには教職員等への研修など、全庁を挙げた準備の必要性について提言してまいりました。</p> <p>施行から約2カ月が経過した今、生駒市においてこの新しい制度がどのように運用されているのか、その現状を確認させていただきます。</p> <p>また、前回の私の提案に対する実施状況を伺うとともに、現場で生じている課題を共有し、生駒市が「こどもの権利」を最優先に守り抜くためのより良い支援体制を構築するため、以下の3点について質問いたします。</p> <p>① 施行後の窓口対応と相談実績の現状について…本年4月1日の改正民法施行に伴い、離婚届の提出時や事前相談において、市民の皆様からどのような問合せや相談が寄せられていますでしょうか。また、窓口において市民が戸惑うような混乱が生じていないか、現在の状況を伺います。</p> <p>② 新制度（法定養育費等）の周知と、ひとり親家庭への経済的支援について…今回の法改正では、取り決めがなくても月2万円を暫定的に請求できる「法定養育費」の制度が新設されました。経済的な不安を抱えるひとり親家庭に対し、市としてこの新制度をどのように周知し、活用を促しているのでしょうか。また、改正法の施行を機に、養育費の確保に向けた本市の相談体制や経済的支援のアプローチにどのような変化があったのか伺います。</p> <p>③ 教職員・関係職員への周知と「こどもの権利」の保護について…共同親権の導入により、学校現場等における通知表の授受や行事案内など、実務面での変化も求められます。施行に合わせ、教職員や関係職員に対し、どのような研修や情報共有が行われたのでしょうか。また、父母間の葛藤が高いケースにおいても「こどもの利益」を最優先することについて、本市の見解を伺います。</p> | |
| <p>※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。</p> | |

令和 8年 5月 22日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

改正 大祐

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 8年 5月 22日
午前 11時 40分 受領

| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <input checked="" type="radio"/> 一般質問 (一括質問方式 ・ <input checked="" type="radio"/> 一問一答方式) ・ 緊急質問 | |
|------------------|--|--|
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) | |
| 1 | 人材育成基本方針の改定に向けて | |
| 2 | | |
| 3 | | |
| 4 | | |
| 5 | | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|--|-----------------|
| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
| 1 | 人材育成基本方針の改定に向けて |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>令和3年1月にV・M・Vを軸とした人材育成基本方針～生駒市の目指すべき職員像と組織風土～が策定され、今年度中に本方針の改定が予定されています。近年、人口減少・少子高齢化や行政課題の複雑化、DXの推進など自治体を取り巻く環境が大きく変化しています。私はこれまで採用・研修・人事異動を含む人事行政全般について一般質問で繰り返し取り上げてきましたが、現行の方針にも示されている通り、市民主体の「まちづくり」を実現するためには、生駒市役所で働く「人」と「組織」が極めて重要な役割を担っています。こうした環境の変化と人材育成の重要性を踏まえ以下の通り質問します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現方針策定から5年以上が経ち、行政課題は複雑化し、職員に求められる能力は大きく変化している。現方針のどの部分を課題と捉えて、どの部分を重点的に見直すのか。 2. 専門人材の育成、確保は急務である。改定においてこれらの人材をどのように育成し、組織として活用していくのか。 | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和8年5月22日

生駒市議会議長

片山誠也様

生駒市議会議員

福中眞美

発言通告書

次のとおり通告します。

令和8年5月22日
午前11時59分 受領

| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>一問一答方式</u>)・緊急質問 |
|------------------|---|
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 家族介護者の孤立防止と支援について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|---|-------------------|
| 番号 | 質疑・質問事項 |
| | 家族介護者の孤立防止と支援について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>現在、日本では高齢化が進み、老老介護や認知症介護、介護離職、さらには 8050 問題など、家族介護を取り巻く課題が複雑化している。</p> <p>その中で、介護を受ける方への支援はもちろん重要であるが、「介護をしている家族」への支援も重要であると考えます。</p> <p>実際に介護を続ける中では、身体的負担だけでなく、精神的な孤独や不安を抱え込みながら、誰にも相談できずに頑張っている方も多い。</p> <p>特に、男性介護者の孤立や認知症介護による疲弊、また、「まだ大丈夫」と無理を重ねてしまう現実、表面化しにくい課題でもある。</p> <p>さらに、制度があっても、その制度につながることで自体が難しいケースもあり、支援を必要としている人ほど声を上げられない状況もある。</p> <p>そこで、本市における現状認識と、家族介護者への支援の在り方について質問する。</p> <p>(1) 家族介護者を取り巻く現状と課題について (2) 老老介護、認知症介護、8050 問題等に対する市の認識について (3) 男性介護者や孤立しやすい介護者への支援について (4) 地域包括支援センターや認知症カフェ等の役割及び現状について (5) 家族介護者へのアウトリーチ支援の必要性についての市の見解は (6) 家族介護者の孤立防止に向けた今後の取組について</p> | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8 年 5 月 22 日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員
芦谷真治

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 8 年 5 月 22 日
午後 / 時 / 分 受領

| | |
|------------------|--|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <input checked="" type="radio"/> 一般質問 (一括質問方式 ・ <input checked="" type="radio"/> 一問一答方式) ・ 緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 少子高齢化を鑑みた都市公園の柔軟な利活用について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|---|--------------------------|
| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
| 1 | 少子高齢化を鑑みた都市公園の柔軟な利活用について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>少子高齢化や人口減少、社会資本の老朽化の進行、財政面・人材面の制約の深刻化、国民の価値観の多様化等、社会全体が様々な課題や変化に直面している中、公園については、時代の変化や多様化するニーズに対して、十分にそのポテンシャルを活かしきれていないことが課題として挙げられています。</p> | |
| <p>平成29（2017）年の都市公園法改正により創設された公募設置管理制度（Park-PFI）等により、多様な主体の連携により公園のハード面の充実を図る制度は一定整備されたものの、より柔軟に公園を使いこなすための公園の管理運営に関しては、依然として課題が残されたままであると指摘されています。</p> | |
| <p>国土交通省ではこうした背景を踏まえ、令和3年度から4年度にかけて「都市公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討会」を設置・開催し、令和4年10月に「都市公園の柔軟な管理運営のあり方検討会 提言」を取りまとめ・公表しました。「都市公園新時代～公園が活きる、人がつながる、まちが変わる～」を基本的な考え方に据え、従来の都市公園の整理・管理運営から、「都市アセットとしての利活用」、「画一からの脱却」、「多様なステークホルダーの参画」の3つの変革が求められることを示しています。また同提言では、「使われ活きる公園」の実現に向け、「新たな価値創出や社会課題解決に向けたまちづくりの場とする」、「しなやかに使いこなす仕組みをととのえる」、「管理運営の担い手を広げ・つなぎ・育てる」の3つの戦略に基づく6つの取組に加え、横断的方策としての公園DXと合わせて7つの取組に注力し、政策の実行を加速すべきであるとされたところです。</p> | |
| <p>生駒市においても令和4年から生駒市の公園利活用促進プロジェクト「PARK REMAKE QUEST（パーク・リメイク・クエスト）」をスタートしています。このプロジェクトは、公園を利用する市民を主体とし、様々な公園の利活用に挑戦していくことを市が支援するもので、これまでに様々なステップで進められています。公園のあり方については大きな転換期を迎えており、単なる遊ぶ場所ではなく、地域ごとの特性に応じ、様々な世代が利活用できる場所</p> | |

へと再整備されることが求められていると考えます。
そこで以下についてお伺いします。

○生駒市においても大きさや目的の異なる公園が多数あると思いますが、現在市内にある公園の総数についてお聞かせください。

○生駒市では令和4年から「PARK REMAKE QUEST」をされていますが、少子高齢化や人口減少などの時代背景と共に需要ニーズが変わる公園のあり方について、本市ではどのような課題定義をし、今後取り組んでいくのかお聞かせください。

○2017年都市公園法改正により公募型管理制度（Park-PFI）が創設されましたが、生駒市ではこの制度についてどのようにお考えかお聞かせください。

令和8年5月22日

生駒市議会議長

片山 誠也 殿

生駒市議会議員

恵比須 幹夫

発言通告書

次のとおり通告します。

令和8年5月22日
午後 / 時30分 受領

| | |
|------------------|---|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑・ <input checked="" type="checkbox"/> 一般質問(一括質問方式・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式)・緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 高齢者の肺炎球菌予防接種について |
| 2 | 膵臓がんの早期発見の推進について |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入する

| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
|---|------------------|
| 1 | 高齢者の肺炎球菌予防接種について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>高齢者において肺炎は、がんや心疾患と並び主な死亡原因の一つであり、その多くを肺炎球菌感染症が占めています。特に 65 歳以上、中でも 75 歳以上の後期高齢者は、基礎疾患や免疫機能の低下によって重症化しやすいため肺炎の予防対策の重要性は年々高まっています。</p> <p>国はこれまで、高齢者の肺炎予防対策として肺炎球菌ワクチンの定期接種制度を進めてきましたが、令和 6 年度(2024 年度)からは高齢者の定期接種の対象が「満 65 歳の者」に限定されました。これにより、従来の経過措置年齢であった 70 歳、75 歳などの対象者が制度から外れることとなり、より肺炎の罹患や重症化のリスクが高い高齢者の接種機会の減少や、接種率の低下が懸念されています。</p> <p>さらに、2026 年 4 月からは定期接種に使用できるワクチンが 23 価肺炎球菌多糖体ワクチン(以降、PPSV23 と表記)から、20 価肺炎球菌結合型ワクチン(以降、PCV20 と表記)へ変更されました。結合型ワクチンである PCV20 は免疫応答の質や持続性の面で従来のワクチンよりも優れているとされ、国としても高い予防効果と費用対効果を評価しています。</p> <p>こうした制度変更を踏まえ、本市として高齢者の肺炎予防をどのように進めていくのかを確認するとともに、さらなる対策の可能性について質問します。</p> <p>(1) 令和 5 年から令和 7 年までの、肺炎球菌ワクチン接種の状況について、どのように分析・評価されていますか。</p> <p>(2) 高齢者への PCV20 定期接種が 2026 年度から開始されるにあたり、経過措置について、国ではどのような議論があったと認識しているのか聞かせて下さい。</p> <p>(3) 定期接種が 65 歳時のみに限られる現行制度のもとでは、65 歳時に接種機会を逃した方や、過去に PPSV23 を接種し効果の低下が懸念される方など、定期接種</p> | |

制度だけでは十分にカバーされない高齢者層が生じていると考えます。肺炎による重症化・死亡リスクが年齢とともに高まっている実態を踏まえ、こうした制度の狭間にある高齢者への対応の必要性について、市としてどのように認識しているのか、聞かせて下さい。

| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
|---|------------------|
| 2 | 膵臓がんの早期発見の推進について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>膵臓は腹部の奥深くにあり、小さいうちはほとんど症状が出ません。そのため、見つかった時には既に進行していることが多く、日本でも診断時に、肝臓や肺など離れた臓器に転移があるステージⅣの割合が約4割といわれています。</p> <p>このような特徴から、膵臓がんによる死亡数(2024年)は、男性が20,371人で主たるがんの内4番目、同様に女性は20,864人で3番目となっています。</p> <p>また、男女とも60歳以上でり患率が急増しています。(2023年データ)</p> <p>2024年のデータによると、奈良県は全国的に見ても膵臓がんによる死亡率が高く、男性(75歳未満)は人口10万人当たり9.43人、女性は同じく人口10万人当たり6.22人でした。</p> <p>このような状況を踏まえ、以下質問します。</p> <p>(1) 膵臓がんの生存率は、ステージⅠやⅡでは60%以上、ステージⅢに進行すると急激に低下し、ステージⅣAで約30%、ⅣBになると約13%まで下がってしまいます。つまり、いかに早期発見されるかが、生存率向上のカギとなります。そのためには、まず膵臓がんのリスクを高める要因を知ることが大切になってきます。現在、市のホームページ内では、「膵臓がんQ&A」として情報発信されています。より強く意識づける方法を改めて検討してはと考えますが、見解を聞かせて下さい。</p> <p>(2) 現在、自治体や医療機関などが連携し、各地で「膵がん(膵臓がん)早期診断(早期発見)プロジェクト」が立ち上げられています。このような取組について、どのような見解を持たれるのか、聞かせて下さい。</p> | |

令和 8年 5月 22日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

浜田 佳資

発 言 通 告 書

次のとおり通告します。

令和 8年 5月 22日
午後 2時 7分 受領

| | |
|------------------|--|
| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一般質問 (一括質問方式 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 一問一答方式) ・ 緊急質問 |
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 生駒市幼稚園再編に係る基本方針について |
| 2 | 生駒駅周辺都市再生の取組みについて |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|---|---------------------|
| 番号 | 質疑・質問事項 |
| 1 | 生駒市幼稚園再編に係る基本方針について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>今年2月に策定された「生駒市幼稚園再編に係る基本方針」について、様々な意見等が出されているが、議論の前提として、正確な理解が必要であるが、時期などについて十分な周知・理解ができていないのではないかとと思われる。</p> <p>そこで、基本的な点も含め、次の点につき質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. そもそも、市の幼稚園の再編を必要とする根拠は何か。 2. 基本方針は確定ではなく、地域の住宅開発の進展の影響、園児数の状況、市民要望等から変更はありうると考えるがどうか。 3. 基本方針全体のスケジュールと、その中での今年度、来年度においては何を行うことを想定しているか。 4. パブリックコメントや地域説明会での市民からの意見、疑問、要望等への対応では、特にどういったことを考えているか。 5. 特に、あすか野幼稚園での地域説明会において、市民から、近くにある、あすかの保育園と入れ替えてはどうか、との提案があった。これについては、どのように考えているか。 | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

| | |
|---|-------------------|
| 番号 | 質疑・質問事項 |
| 2 | 生駒駅周辺都市再生の取組みについて |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>生駒駅周辺は、東生駒駅周辺と一体で都市拠点として位置付けられており、市にとって重要な地域であることは言うまでもない。</p> <p>そこで、エリアの価値向上に向けて今行われている取組みについて、次の質問をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目的は何か。 2. 取組み内容と成果はどうか。 3. 目的達成への見込みと課題はどうか。 4. 今後、どう展開していくか。 5. 立地適正化計画との関係はどうか。 | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和 8年 5月 22日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

塩見 牧子

発言通告書

次のとおり通告します。

令和 8年 5月 22日
午後 2 時 14分 受領

| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑 ・ <input checked="" type="radio"/> 一般質問 (一括質問方式 ・ <input checked="" type="radio"/> 一問一答方式) ・ 緊急質問 |
|------------------|--|
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 石油製品供給不安等が市民生活及び地域経済に及ぼす影響と本市の対応について |
| 2 | 壱分北開発区域西側への土砂流出について |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| | |
|---|--------------------------------------|
| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
| 1 | 石油製品供給不安等が市民生活及び地域経済に及ぼす影響と本市の対応について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>中東情勢の先行きが不透明な中、原油価格の上昇に加え、石油製品の供給停滞や物流の混乱が懸念される。これまでの物価高騰対策は、価格上昇への対応が中心であったが、今後は、石油製品そのものの不足や物流停滞による影響も想定する必要がある。</p> <p>燃油価格の高騰や石油由来製品の供給停滞は、運輸、建設、医療、福祉、農業、廃棄物処理など幅広い分野に影響を及ぼし、地域事業者の事業継続や地域経済に深刻な影響を与えることが懸念される。また、自治体においても、ごみ収集、公共交通、学校給食、道路補修、公共施設維持管理、インフラ更新など、市民生活を支える行政サービスや都市基盤の維持に大きな影響を及ぼしかねない。</p> <p>限られた財源の中で、あらゆる分野に広く薄く支援を行うことには限界があり、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、市民生活や都市機能の維持の観点から、「どこを優先して守るのか」という視点で、支援や予算配分を行う必要があると考える。</p> <p>そこで、石油製品供給不安や物流停滞が地域社会に与える影響と、それに対する本市の危機管理及び重点的支援の考え方について、以下質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃油価格高騰及び石油製品供給不安について、本市は、従来の「物価高騰問題」に加え、「供給不足・物流停滞リスク」としてどのように認識しているか。 2. 石油製品や関連資材の不足が生じた場合、市民生活及び市内事業者にどのような影響が及ぶと想定しているか。また、特に影響が大きいと考える分野・業種をどのように把握しているか。 3. ごみ収集、公共交通、福祉・介護、医療、学校給食、下水道、道路補修、公共施設維持管理、インフラ更新など、都市機能維持に不可欠な行政サービスや都市基盤について、燃料不足や石油製品・資材不足、物流停滞時における事業継続への影響をどのように想定しているか。また、指定管理者や委託事業者を含め、燃料費や資材価格上昇への対応、契約変更や価格調整等の対応をどのように考えているか。 4. 限られた財源の中で、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用しながら、どの分野を優先的に支援・維持すべきと考えているか。 5. 燃料不足や物流停滞、石油製品供給不足を「災害級リスク」と捉え、市の業務継続計画（BCP）や危機管理体制の中でどのように位置づけているか。また、必要な備蓄や優先供給体制についてどのように考えているか。 | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
|--|---------------------|
| 2 | 壱分北開発区域西側への土砂流出について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>今年4月下旬に、現在造成工事中の壱分北開発区域西側の竜田川に排水路から土砂が流出していることが確認された。現在も、近鉄生駒線の線路下から排水路付近まで土砂が堆積している状態にある。</p> <p>開発区域において直ちに土砂崩落が起きると言えないまでも、表土や盛土が不安定、あるいは雨水処理が不十分であることが疑われる。梅雨入りの時期を迎えるにあたり、付近住民の不安を取り除くためにも、しかるべき対策が講じられるべきと考え、以下質問する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上記の状態にあることを市は把握しているか。また、その土砂流出は、壱分北開発に起因していると認識しているか。 2. 土砂流出が壱分北開発に起因していると認識している場合、「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」及び「同条例施行規則」に照らして、市はどのような対応をとっているか。 3. 令和3年11月25日に開発事業者は、開発許可申請に先立ち、県から指導のあった36項目の事項について、その対応報告書を11月29日に市に提出し、市はそれを12月6日に奈良県に送付している（「指導事項に係る対応状況報告書の送付について」（生建第3-12001号））が、開発事業者はすべての指導事項に対して、「了解しました」とのみ記し、具体的な対応内容の記載はない。市は、水路の管理者として、また住民生活に最も近い自治体として、特に26調整池関係、29(11)都市計画法関係について、令和3年12月以降、事業者及び県とどのような対応、協議を行ってきたか。 | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

令和8年5月22日

生駒市議会議長

片山 誠也 様

生駒市議会議員

辰巳 綾子

発言通告書

次のとおり通告します。

令和8年5月22日
午後2時37分 受領

| 発言の種類 (○を付ける) | 質疑・ <u>一般質問</u> (一括質問方式・ <u>問一答方式</u>)・緊急質問 |
|------------------|--|
| 番号 | 質疑・質問事項 (要旨は別紙参照) |
| 1 | 酷暑から子どもの命を守る環境整備について |
| 2 | |
| 3 | |
| 4 | |
| 5 | |

※質疑の場合は、議案名を記入すること。

| 番号 | 質疑 ・ 質問事項 |
|---|----------------------|
| 1 | 酷暑から子どもの命を守る環境整備について |
| 質疑・質問の要旨 | |
| <p>2026年4月17日、気象庁は最高気温が40度以上の日の名称を「酷暑日」としました。最高気温35度以上の日をいう「猛暑日」が定められたのは2007年、気候変動の影響は急速に進み、これまで経験したことのない暑さが各地で観測されるようになっていきます。5月17日は7月並みの暑さとなり、気象庁は、今年の6～8月の平均気温について、平年に比べ全国的に「高い」と予想し「十分な熱中症対策を」と呼びかけています。</p> <p>本市では、令和8年3月までに小中学校の体育館へのエアコンが整備され、今年度から使用できる環境になりました。他には、ミスト扇風機設置、クーリングシェルター整備など、体温上昇を抑える外部環境対策は着実に進められています。</p> <p>しかし、熱中症は、暑熱が身体に及ぼす最も深刻な健康影響の一つであり、単に屋外の暑さだけでなく、深部体温(身体内部の体温)の上昇によって重症化につながる危険があります。</p> <p>こうした状況を踏まえると、例外的な猛暑ではなく、長期化、常態化する猛暑へと変わっていることから、従来の「暑い日の対策」に加え、児童生徒一人ひとりの体調を把握し、活動内容、水分補給、休憩等を適切に調整することで、健康被害のリスクを下げることが重要です。今後、中長期的に考えて、学校生活全体を通じた熱中症対策へと転換していく必要があると考え、以下質問します。</p> <p>(1) 令和8年4月に熱中症予防・対応マニュアルを改訂されたとのことですが、主な改訂内容と、その背景にある課題認識についてお聞かせください。</p> <p>(2) 今年度、導入される暑さ指数(WBGT)を測定する機器について、測定したデータを学校現場の判断や具体的な対応にどのようにつなげていくのか、お聞かせください。今年度中に着手される予定の取組があれば、併せてお聞かせください。</p> <p>(3) 5月～10月頃まで暑さが長期化する中で、児童生徒が長時間屋外にさらされる登下校時の対策は、文科省においても重要性が通知されているところです。このことから、学校運営、特に登下校の在り方をどのように見直していくのか、教育委員会として今後の方針と令和9年度以降の施策の方向性について検討されていることがあればお聞かせください。</p> | |

※質疑・質問の要旨は具体的に記入すること。

市長提出議案等一覧表

| 議案番号 | 議案名 | 備考 |
|--------|----------------------------------|----|
| 報告第5号 | 令和7年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書 | |
| 報告第6号 | 令和7年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書 | |
| 報告第7号 | 令和7年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書 | |
| 議案第36号 | 令和8年度生駒市一般会計補正予算（第1回） | |
| 議案第37号 | 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案第38号 | 生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案第39号 | 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案第40号 | 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案第41号 | 訴訟上の和解について | |
| 議案第42号 | 市道路線の認定について | |
| 議案第43号 | 生駒市監査委員の選任について | |

| 議案番号 | 議案名 | 備考 |
|----------|-------------------|----|
| 議案第 44 号 | 生駒市農業委員会委員の任命について | |
| 議案第 45 号 | 固定資産評価員の選任について | |

生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則（昭和46年11月生駒市議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「訓練等」の次に「の実施並びに生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルの見直し等」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○生駒市議会会議規則の一部を改正する規則

生駒市議会会議規則(昭和 46 年 11 月生駒市議会規則第 2 号)新旧対照表

| 現行 | | | | 改正案 | | | |
|-------------|--|-----------|------------|-------------|--|-----------|------------|
| 別表(第166条関係) | | | | 別表(第166条関係) | | | |
| 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 | 名称 | 目的 | 構成員 | 招集権者 |
| 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 | 略 |
| 災害対策委員会 | 生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルに基づく災害対応に係る訓練等について協議又は調整を行うため | 災害対策委員会委員 | 災害対策委員会委員長 | 災害対策委員会 | 生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルに基づく災害対応に係る訓練等の実施並びに生駒市議会災害対策本部設置要綱及び生駒市議会災害対策行動マニュアルの見直し等について協議又は調整を行うため | 災害対策委員会委員 | 災害対策委員会委員長 |

委員会所管事務調査一覧表

企画総務委員会

| | |
|------|--|
| 調査事項 | テーマを定めた調査の実施について |
| 目的 | 常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針第3条の規定に基づく協議を行うため |
| 方法 | 企画総務委員会で調査 |
| 期間 | 令和8年6月15日 |

厚生文教委員会

| | |
|------|--|
| 調査事項 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について (2) 生駒市総合公園体育施設リニューアル事業基本計画の策定について (3) 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業について |
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づく報告を受けるため (2) 生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づく報告を受けるため (3) 生駒南小学校・生駒南中学校整備事業について調査を行うため |
| 方法 | 厚生文教委員会で調査 |
| 期間 | 令和8年6月12日 |

経済建設委員会

| | |
|------|--|
| 調査事項 | (1) 生駒市緑の基本計画の改定について (2) テーマを定めた調査の実施について |
| 目的 | (1) 生駒市の市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例第4条第2項の規定に基づく報告を受けるため (2) 常任委員会における所管事務調査に基づく政策提案に関する指針第3条の規定に基づく協議を行うため |
| 方法 | 経済建設委員会で調査 |
| 期間 | 令和8年6月11日 |

令和8年5月25日

生駒市議会議長 片山誠也様

議会改革特別委員会委員長 梶井憲子
(公印省略)

議会改革特別委員会開会申入書

本委員会は、令和8年生駒市議会第5回(6月)定例会において、下記の事項を審査するため開会したいので、申入れいたします。

記

審査事項 議会運営及び議会基本条例の検証について



委員会審査報告一覧表

議会改革特別委員会

| 審査事件 | 審査の経過 | 審査の結果又は概要 |
|---------------------|--|---|
| 議会運営及び議会基本条例の検証について | 令和8年5月15日に委員会を開催し、前期の当委員会からの申送り事項について協議を行った。 | <p>前期の当委員会から申し送りを受けた検証事項「議会基本条例第7条パブリックコメント」について、提案内容及びこれまでの協議結果をまとめた資料を配布し、確認を行うとともに、パブリックコメント手続要綱第3条の対象及びパブリックコメントに係る取扱基準の正副委員長案を提示し、パブリックコメント手続要綱第3条の対象については案のとおりとすることに決定した。</p> <p>また、パブリックコメントに係る取扱基準については、委員から意見があった箇所については、一部削除または正副委員長で修正を行い改めて案を提示することに決定するとともに委員から意見があった箇所以外については案のとおりとすることに決定した。</p> |

令和8年 生駒市議会 第5回（6月）定例会

日 時 令和8年6月2日（火）
 午前 10時 開会
 場 所 議 会 議 場

議事日程（第1号）（案）

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘 要 |
|----------|--------|------------------------|-----|
| | | 開会宣告 | |
| | | 諸般の報告 | |
| | | 市長招集挨拶 | |
| | | 開議宣告 | |
| 日程 第1 | | 会期の決定 | |
| 日程 第2 | | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程 第3 | 報告第5号 | 令和7年度生駒市一般会計繰越明許費繰越計算書 | |
| 日程 第4 | 報告第6号 | 令和7年度生駒市下水道事業会計予算繰越計算書 | |
| 日程 第5 | 報告第7号 | 令和7年度生駒市病院事業会計継続費繰越計算書 | |
| 日程 第6 | 議案第43号 | 生駒市監査委員の選任について | |
| 日程 第7 | 議案第44号 | 生駒市農業委員会委員の任命について | |

| 順位 | 議案番号 | 審 議 件 名 | 摘要 |
|-------|--------|----------------------------------|------|
| 日程第8 | 議案第45号 | 固定資産評価員の選任について | |
| 日程第9 | 議案第36号 | 令和8年度生駒市一般会計補正予算（第1回） | |
| 日程第10 | 議案第37号 | 生駒市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第11 | 議案第38号 | 生駒市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第12 | 議案第39号 | 篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第13 | 議案第40号 | 生駒市税条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 日程第14 | 議案第41号 | 訴訟上の和解について | |
| 日程第15 | 議案第42号 | 市道路線の認定について | |
| 日程第16 | 議案第46号 | 財産の取得について | 追送予定 |
| 日程第17 | | 一般質問 | |

議会運営委員会での検証事項について

○議会基本条例及び議会運営の検証について

1 議会基本条例第17条 危機管理

【提案内容】

議会基本条例第17条として以下の条文を追加する。

（改正案）

議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議員が会議に参集することが困難であると認めるときは、その状況に応じた情報通信技術の積極的な活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

（改正理由）

新型コロナウイルスまん延時も、幸い集団感染して議会が開けないという事態にはならなかったが、情報通信機器を用いて会議に出席したとみなせるようにするなど、被災時、感染症のまん延時においても会議を開催し、議会活動を滞りなく行える体制を構築しておく必要がある。

【これまでの協議結果】

①令和7年11月17日 議会運営委員会

協議の進め方として、オンライン委員会の開催に向けた検討事項について協議を行い、会議規則や委員会条例の改正案、オンライン委員会開催要綱案等を策定した後に、条例改正について協議することに決定。

②令和8年4月17日 議会運営委員会

オンライン委員会開催に向けた検討事項について正副委員長で整理を行った資料（資料8別紙1）を配布。各党派等で検討事項に対する意見集約を行い改めて協議することに決定。

2 生駒市議会ハラスメント防止条例（案）の策定について

【提案内容】

令和7年6月24日に議長から諮問

「（前略）議員間のハラスメントを防止するための対応等について、条例制定を含め検討する必要があると考えておりますので、ご協議いただきますようお願いいたします。」

【これまでの協議結果】

①令和7年11月17日 議会運営委員会

絆から「生駒市議会ハラスメント防止対応指針案」（資料8別紙2）が提示される。

②令和8年4月17日 議会運営委員会

塩見委員から市及び議会の双方がハラスメント防止条例案を制定している自治体の資料（資料8別紙3）が提出されるとともに、「議会のハラスメント防止条例案」及び「現行条例の改正案」を提出する旨の発言があったことから、資料が提出された後に改めて協議することに決定。

3 政務活動費の取扱いの見直しについて

【提案内容】

令和7年11月17日の議会運営委員会で議長から諮問。（資料8別紙4）

①案文の考え方について

案分の考え方を整理するとともに、具体的に明文化するなどの必要な対応について協議願いたい。

②交通費の領収書の添付について

交通費の支出について、現状では鉄道等を利用した場合、乗車券、特急券等の領収書の添付は必ずしも求めている。領収書の添付の必要性について協議願いたい。

③収支報告書に添付する任意様式の見直しについて

収支報告書に添付する任意様式について、監査結果において、「市民に対する透明性の確保やチェックする際の効率性といった観点から、添付の必要がある様式については、生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、政務活動費の取扱いについて等で規定した上で、市民に対し十分説明責任を果たすことができるよう適切に対応していただきたい。」との補足意見が述べられた。このことから、収支報告書に添付する任意様式について、様式の内容及び位置付け等について協議願いたい。

【これまでの協議結果】

①令和8年4月17日 議会運営委員会

1 案文の考え方について

政務活動費の取扱いについての（3）案文の考え方の記載を具体的にどのように変更するのか又は変更しないのか、各党派等で意見集約し、改めて協議することに決定。

2 交通費の領収書の添付について

領収書又は領収書に代わるものを添付することに決定。

3 収支報告書に添付する任意様式の見直しについて

任意様式を政務活動費の交付に関する条例施行規則、政務活動費の取扱いについて等で規定することに決定。正副委員長で規則等の改正案を示し、改めて協議することに決定。

○オンライン委員会開催に向けた検討事項

○具体的に必要になる作業

- 1 会議規則の改正
- 2 委員会条例の改正
- 3 運営要綱の策定
- 4 その他の運営上の検討

※1、2の改正については、全国市議会議長会が示している「標準市議会議事規則」及び「標準市議会議事委員会条例」に準拠する形での改正を基本とする。

○主な検討事項

| No. | 検討項目 | 検討内容 | 整備する規定 |
|-----|----------------------|--|--------|
| 1 | オンライン出席の事由 | 「大規模な災害等の発生等」、「重大な感染症のまん延」に加え、「育児、介護、介護、疾病等」の事由もオンライン出席の対象とするか。 | 委員会条例 |
| 2 | 対象委員会 | オンラインの方法により開催できる委員会の対象。 | 運営要綱 |
| 3 | 秘密会の取扱い | 秘密性を高いレベルで確保する手法等の確立が困難な場合、除外するか。 | 委員会条例 |
| 4 | 正副委員長のオンライン出席の取扱い | 正副委員長のオンライン出席の可否。 | 運営要綱 |
| 5 | 委員のオンライン出席の取扱い | 委員は一部または全委員がオンライン出席を可能とするか。 | 運営要綱 |
| 6 | 委員外議員のオンライン出席の取扱い | 委員外議員のオンライン出席の可否。 | 会議規則 |
| 7 | 理事者側説明員のオンライン出席の取扱い | 理事者側説明員のオンライン出席の可否。 | 委員会条例 |
| 8 | 請願紹介議員のオンライン出席 | 請願紹介議員のオンライン出席の可否。 | 会議規則 |
| 9 | 参考人等のオンライン出席 | 公述人・参考人の委員会へのオンライン出席の可否。 | 委員会条例 |
| 10 | オンライン出席を希望する委員の届出の方法 | 届出の期日。届出先。届出の方法。(例:委員会開会日の前日正午までに委員長に届出) | 運営要綱 |
| 11 | オンライン出席委員の責務 | 開会までの通信環境の確認方法。 セキュリティ対策。(オンライン委員会で使用する機器の範囲) オンライン出席委員が現にいる場所に当該委員以外の者を入れないための対策。(会議に参加する場所の範囲)。 委員会に関係しない映像や音声が入り込まないための対策(音声、背景の設定等) | 運営要綱 |
| 12 | 通信障害時の取扱い | 途中退席したものとみなすのか。定足数を満たさなくなった場合の対応。 表決の際に映像と音声とが途切れた場合の対応。 | 運営要綱 |
| 13 | 表決の方法 | 簡易表決、起立表決、投票による表決及び選挙の方法。 | 運営要綱 |
| 14 | 除斥や秩序保持に関する措置への対応 | オンライン出席委員の除斥や秩序保持に関する処置への対応。 | 運営要綱 |
| 15 | WEB会議システムの選定 | WEB会議システムはどのようなものを選定するのか。 | その他 |
| 16 | 傍聴者への対応 | 傍聴者(直接傍聴者、ライブ中継の視聴者)への対応。 | その他 |

資料8 別紙2 (令和7年11月17日議運 絆提出資料)

生駒市議会ハラスメント防止対応指針

(趣旨)

第1条 この指針は、市民の負託を受けた全ての生駒市議会議員（以下「議員」という。）が誠実に職務を行い、議員によるハラスメントを防止することで、信頼される議会の実現に資するために必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この指針において、ハラスメントとは、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他の精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は勤務環境を害することとなるようなものをいう。

(議員の責務)

第3条 議員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを理解し、ハラスメントをしてはならない。

2 議員は、議員がハラスメントを行っていると思われる事態に遭遇したときは、言動を行っているものに対し厳に憤むべき旨を指摘し、解決するよう努めなければならない。

(議長等の責務)

第4条 議長は、議員がその能力を十分に発揮できる勤務環境を確保するため、ハラスメントの防止に関する研修の実施等により意識の啓発を図らなければならない。

2 議長は、ハラスメントに関する申出を受けたときは、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

3 副議長は、議長を補佐して、前項に規定する措置等とともに実施しなければならない。

(職務の代理)

第5条 議長がハラスメントの行為者とされている場合には、副議長が、議長、副議長がともにハラスメントの行為者とされている場合には、議会運営委員会委員長が、議長、副議長、議会運営委員会委員長のいずれもがハラスメントの行為者とされている場合には、年長議員が、この指針の規定による権限の行使に関しその職務を代理する。

(申出の手続)

第6条 ハラスメントを受けた議員又はハラスメントを目撃し、若しくは把握した議員は、議長若しくは副議長又に対し、ハラスメントの相談又は苦情の申出（以下「申出」という）を書面、口頭又はこれに準じた手段により行うことができる。ただし、議長、副議長がともにハラスメントの行為者とされている場合には、議会運営委員会委員長に対し、議長、副議長、議会運営委員会委員長のいずれもがハラスメントの行為者とされている場合には、年長議員に対し、申出を書面、口頭又はこれに準じた手段により行うことができる。

(プライバシーの保護)

第7条 申出を受けた議長若しくは副議長等は、その処理に当たっては、申出人や関係者の

プライバシーの保護に努め、特に申出人が申出をしたことによって不利益を被らないように留意しなければならない。

資料8 別紙3 (令和8年4月17日議運 塩見委員提出資料)

行政・議会ともハラスメント防止等に関する条例を制定している自治体

| 自治体名 | 条例名 | 公布日 | 施行日 | ハラスメントの主体 | 相談・申立て主体 |
|-------------|-----------------------------|------------|-------------------------|-------------|-------------|
| 福岡県 中間市 | 中間市特別職職員によるハラスメントの防止等に関する条例 | 令和7年3月14日 | 令和7年4月1日 | 特別職職員 | 職員・派遣労働者 |
| | 中間市議会ハラスメント根絶条例 | 令和3年9月27日 | 令和3年9月27日 令和7年4月1日改正 | 議員 | 議員・職員 |
| 岡山県 鏡野町 | 鏡野町職員のハラスメント防止に関する条例 | 令和6年12月24日 | 令和6年12月24日 | 特別職を含む職員 | 職員 |
| | 鏡野町議会ハラスメント防止条例 | 令和5年12月21日 | 令和5年12月21日 | 議員・職員 | 議員・職員 |
| 熊本県 南関町 | 南関町職員のハラスメント防止に関する条例 | 令和6年3月11日 | 令和6年3月11日 | 特別職を含む職員 | 職員等(等は不明) |
| | 南関町議会ハラスメント根絶条例 | 令和6年12月9日 | 令和7年4月1日 | 議員 | 議員・職員 |
| 三重県 大紀町 | 大紀町特別職のハラスメントの防止に関する条例 | 令和6年9月13日 | 令和6年9月13日 | 特別職 | 職員 |
| | 大紀町議会ハラスメント防止条例 | 令和6年9月14日 | 令和6年9月14日 | 議員 | 議員・職員 |
| 岐阜県 各務原市 | 各務原市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例 | 令和6年9月27日 | 令和6年10月1日 | 特別職を含む職員・議員 | 職員・議員 |
| | 各務原市議会議員のハラスメント防止等に関する条例 | 令和6年9月27日 | 令和6年10月1日 | 議員 | 議員・職員 |
| 沖縄県 浦添市 | 浦添市長等及び職員のハラスメント防止等に関する条例 | 令和7年12月26日 | 令和7年12月26日 | 市長等・職員 | 職員 |
| | 浦添市議会ハラスメント防止条例 | 令和6年12月26日 | 令和7年4月1日 | 議員・特別職を含む職員 | 議員・特別職を含む職員 |
| 大阪府 羽曳野市 | 羽曳野市長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例 | 令和7年3月31日 | 令和7年4月1日 | 特別職を含む職員・議員 | 職員 |
| | 羽曳野市議会議員のハラスメントの防止等に関する条例 | 令和7年2月25日 | 令和7年2月25日 | 議員・特別職を含む職員 | 議員・特別職を含む職員 |

| | | | | | | |
|-----|-----|------------------------------|-----------|-----------|-------------|---------------------|
| 三重県 | 川越町 | 川越町の町長等及び職員のハラスメントの防止等に関する条例 | 令和7年3月19日 | 令和7年4月1日 | 特別職を含む職員 | 職員 |
| | | 川越町議会ハラスメントの防止等に関する条例 | 令和7年3月17日 | 令和7年4月1日 | 議員・職員 | 議員・職員 |
| 岐阜県 | 岐南町 | 岐南町の町長等、職員のハラスメント防止に関する条例 | 令和7年3月21日 | 令和7年4月1日 | 特別職を含む職員・議員 | 特別職を含む職員・議員 |
| | | 岐南町議会ハラスメント防止条例 | 令和7年3月21日 | 令和7年4月1日 | 議員・職員 | 議員・職員 |
| 東京都 | 渋谷区 | 渋谷区職員等のハラスメントの防止等に関する条例 | 令和7年3月24日 | 令和7年4月1日 | 特別職を含む職員 | 議員・特別職を含む職員・業務委託従事者 |
| | | 渋谷区議会議員のハラスメントの防止等に関する条例 | 令和7年6月18日 | 令和7年6月18日 | 議員 | 議員・職員・業務委託事業従事者 |
| 三重県 | 度会町 | 度会町特別職のハラスメントの防止に関する条例 | 令和7年6月12日 | 令和7年6月12日 | 特別職 | 職員 |
| | | 度会町議会ハラスメント防止条例 | 令和7年6月12日 | 令和7年6月12日 | 議員 | 議員・特別職を含む職員 |
| 岡山県 | 総社市 | 総社市長等及び職員のハラスメント防止に関する条例 | 令和7年6月25日 | 令和7年7月1日 | 議員・特別職を含む職員 | 職員・議員 |
| | | 総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例 | 令和7年6月25日 | 令和7年6月25日 | 議員 | 議員・特別職を含む職員 |
| 佐賀県 | 鳥栖市 | 鳥栖市長等のハラスメント防止等に関する条例 | 令和7年9月26日 | 令和7年10月1日 | 市長等・行政委員 | 職員 |
| | | 鳥栖市議会議員のハラスメント防止等に関する条例 | 令和7年10月6日 | 令和7年10月6日 | 議員 | 議員・特別職を含む職員・行政委員会委員 |
| 兵庫県 | 高砂市 | 高砂市職員等ハラスメント条例 | 令和7年9月29日 | 令和7年10月1日 | 特別職を含む職員 | 職員等・議員・派遣労働者 |
| | | 高砂市議会ハラスメント条例 | 令和7年9月29日 | 令和7年10月1日 | 議員 | 議員・職員・派遣職員 |

資料8 別紙4 (令和7年11月17日議運 資料)

令和7年11月7日

議会運営委員会

委員長 吉村善明 様

生駒市議会議長 片山誠也

(公印省略)

政務活動費の取扱いの見直しについて (諮問)

政務活動費の取扱いの見直しについて、「政務活動費の取扱いについて」の14の規定に基づき、別紙の事項について、議会運営委員会で協議を実施していただきますようお願いいたします。



諮問事項

1 案分の考え方について

「政務活動費の取扱いについて(平成13年6月26日全員協議会決定・令和7年10月6日議会運営委員会最終改正)」の「1運用の基本指針(3)案分の考え方」には、「政務活動費を充当する場合は、政務活動以外の活動と混在することは認めないこととし、よって経費を案分することは、できないものとする。」とあるが、令和7年10月3日付け生監第116号で監査委員から通知された住民監査請求の監査結果(以下「監査結果」という。)において、案分の考え方について、「誰が見ても解釈が異なるようなことがないよう、考え方を整理するとともに、具体的に明文化するなど運用の検討が必要と考える。」との補足意見が述べられた。

このことから、案分の考え方を整理するとともに、具体的に明文化するなどの必要な対応について協議願いたい。

「政務活動費の取扱いについて(抜粋)」生駒市議会要覧110ページ

(3) 案分の考え方

議員の活動は、政務活動以外にも議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動及び私的な活動など多岐にわたり、政務活動とそうでない活動と合理的な区分が困難な場合があるが、政務活動費を充当する場合は、政務活動以外の活動と混在することは認めないこととし、よって経費を案分することは、できないものとする。

2 交通費の領収書の添付について

交通費の支出について、現状では鉄道等を利用した場合、乗車券、特急券等の領収書の添付は必ずしも求めている。しかし、領収書の添付は、乗車したことの証明になり、透明性の観点からも有用であることから、領収書の添付の必要性について協議願いたい。

3 収支報告書に添付する任意様式の見直しについて

収支報告書に添付する任意様式について、監査結果において、「市民に対する透明性の確保やチェックする際の効率性といった観点から、添付の必要がある様式については、生駒市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、政務活動費の取扱いについて等で規定した上で、市民に対し十分説明責任を果たすことができるよう適切に対応していただきたい。」との補足意見が述べられた。

このことから、収支報告書に添付する任意様式について、様式の内容及び位置付け等について協議願いたい。

4 その他

1 から 3 の諮問事項以外に政務活動費の取扱い及び様式等について見直しが必要な事項がある場合、提案いただき、協議願いたい。

議員研修サイクル

| | 1 期目議員 | 2 期目以降の議員 |
|----------------|-----------------------------|--------------------------|
| 1 年目 | 新人議員研修（施設の視察） | 2 期目以降の議員も任意で参加できるものとする。 |
| | 二元代表制における議会の役割 | |
| | 議会基本条例と市民自治基本条例 | |
| | 政治倫理条例と政務活動費 | |
| | 災害対策行動マニュアル | |
| | ハラスメント研修 | |
| 1 年目から 4 年目 | 地方財政制度、自治体の財政運営 | |
| | 予算、決算、行政評価について | |
| | 議会における質疑、質問のあり方と、質問力で高める議会力 | |
| | 議員間討議研修（模擬実施研修） | |
| | 地方議員のための政策法務、政策実現のための条例提案 | |
| | 社会保障・福祉の制度 | 2 期目以降の議員も任意で参加できるものとする。 |
| | 都市計画・開発の制度 | |

※その他にも社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて開催する。

令和8年生駒市議会第5回（6月）定例会会期日程表(案)

会期:6月2日～22日までの21日間

| 月 | 日 | 曜日 | 時間 | 会議 | 通告書等提出締切日 |
|----|----|-----|--------------|----------------|------------------------------------|
| 5 | 27 | 水 | | | 15時 資料請求 17時 質疑 |
| | 28 | 木 | | | |
| | 29 | 金 | | | 17時 即決議案に対する討論 |
| | 30 | 土 | | | |
| | 31 | 日 | | | |
| 6 | 1 | 月 | | | |
| | 2 | 火 | 9時30分 10時 | 議案説明会 開会 | |
| | 3 | 水 | 10時 | 再開 | 15時 追送議案に対する資料請求 17時 追送議案に対する質疑 |
| | 4 | 木 | 10時 | 再開 | |
| | 5 | 金 | | | |
| | 6 | 土 | | | |
| | 7 | 日 | | | |
| | 8 | 月 | | | |
| | 9 | 火 | | | 17時 所管事項に関する発言 |
| | 10 | 水 | | | |
| | 11 | 木 | 10時 | 経済建設委員会 | |
| | 12 | 金 | 10時 | 厚生文教委員会 | |
| | | | 厚生文教委員会終了後 | 予算委員会(厚生文教分科会) | |
| | 13 | 土 | | | |
| | 14 | 日 | | | |
| | 15 | 月 | 10時 | 企画総務委員会 | |
| | 16 | 火 | | | 17時 議会報原稿 |
| | 17 | 水 | 10時 | 予算委員会 | |
| | | | 予算委員会終了後 | 議会改革特別委員会 | |
| | 18 | 木 | | | 17時 付託議案に対する討論等 |
| | 19 | 金 | | | |
| | 20 | 土 | | | |
| | 21 | 日 | | | |
| 22 | 月 | 10時 | 再開 | | |
| 23 | 火 | | | | |